

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和7年4月30日（水） 午前10時00分～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 行政報告

【市民生活部】

（1）亀岡市税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

3 その他

環境市民厚生常任委員会資料

市民生活部 稅務課

令和7年4月

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要

※亀岡市税条例改正関連分抜粋

車体課税

◎ 二輪車の車両区分の見直し(軽自動車税種別割)

- 総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW(50cc相当)以下に制御したバイク(新基準原付バイク)に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円(50cc原付と同額)とする。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

個人住民税について、「地域社会の会費」的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合的に勘案し、次の措置を講ずる。

※ 令和7年分所得に係る令和8年度分の個人住民税から適用

◎ 給与所得控除の見直し [所得税と同様]

- 給与所得控除の最低保障額について、65万円(現行55万円)に引上げ

◎ 大学生年代の子等に関する特別控除の創設 [所得税と同様]

①現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「150万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設

②子等の給与収入が「150万円～188万円」の場合、控除額に階段を設けて控除

◎ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ [所得税と同様]

- 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円(現行48万円)に引上げ

※ 加熱式たばこについて、国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても所要の見直しを行う。